



情報が届きにくい人が被害に遭いやすい 周りの人が注意して――

消費生活アドバイザー
直原 亜紀 さん

◎消費生活アドバイザーとは
経済産業大臣認定の資格を持ち、消費者の意向を企業経営や行政への提言に反映させるとともに、消費者からの苦情相談などに適切なアドバイスを行う人。
直原さんは、21年4月から、内子町・大洲市・西予市で消費生活相談員として相談業務を担当している。松山市在住。

地域みんなで互いに気付き合おう
振り込め詐欺などに特に注意しなければならぬのは、法律が改正されたり社会の仕組みが変わったりするとき。最近の例では、定額給付金の支給や地上デジタル放送への移行などをかたつた犯行が増えています。
どんな手口があるのかを知ること、被害の8割程度は防げると思います。もし、高齢者の一人暮らしなどで情報が届きにくい人がいたら、家族や民生委員、介護ヘルパー、地域に住む人などがちょっと注意して見てあげてください。そして、普段と違う様子や見知らぬ人の出入りなど、少しでもおかしいと感じることがあれば声をかけてほしいと思います。

いつもと違う電話は要注意
電話を切つたらすぐ確認
振り込め詐欺の犯人は、相手の不安をおおって一種の興奮状態にさせ、冷静な判断ができなくさせてしまいます。もしも不審な電話がかかってきたら、いったん電話を切り、落ち着くことが大切。その上で、役場や警察などの公的機関に電話し、確認しま

「取材を終えて」
今回の特集のために「不審な電話を受けたことがある人」を探しました。想像していた以上に、身近なところまで犯人の手が伸びていることを実感して、不安になりました。
電話がかかってきたときに「慌てるな」と言われてもなかなか難しいこと。でも、誰かに相談していれば防げた被害がたくさんあります。身近な人でも、電話でも構いません。どうか、一人で悩まないでください。

消費生活相談窓口の案内
■相談員の在席日
毎週水曜日
(祝祭日を除く)
■時間
午前9時～午後5時
■場所
内子町役場
2階ミーティング室
■相談専用電話
☎(0893)44-5026
※相談員が不在のときにも相談は受け付けます。気軽にご利用ください。
【問】住民福祉課
保健福祉班
☎(0893)44-2111

還付金詐欺

「携帯電話を持ってATMへ」と言われたら詐欺を疑って

役場や社会保険庁など公的機関の職員を名乗り、税金や医療費などの還付金があると言ってATM(現金自動預け払い機)を操作させ、口座にお金を振り込ませる詐欺。
最近、電話ではなく、銀行協会職員などになりすまして自宅を訪問し、預金口座の暗証番号を聞き出したりキャッシュカードを預かったりして預金などをだましとろうとする手口もある。

◎ここがポイント

- ATMを操作してお金を受け取ることは絶対にできません。
- 役場などの公的機関が携帯電話を利用してATMを操作させることは絶対にありません。
- 定額給付金をかたる電話にも十分注意してください。

融資保証金詐欺

正規の業者が融資を前提に現金を振り込ませることはない

実際は融資しないにも関わらず、はがきや電子メール、折込チラシなどを利用して融資を勧誘し、申し込みをすると、保証金などの名目で現金を口座に振り込ませる詐欺。
実在の金融機関や関連会社などを名乗る手口もある。

◎ここがポイント

- 甘い話には乗らない
- 正規の貸金業者では、どんな名目であっても、融資を前提に現金を振り込ませることは絶対ありません。
- 実在する業者などを装っている場合があるので、融資を申し込む場合は必ず電話帳などで番号を調べて確認しましょう。

オレオレ詐欺

「携帯電話の番号が変わった」の連絡には注意が必要

電話で身内を名乗り、交通事故の示談金や借金返済などで至急現金が必要になったと告げて口座にお金を振り込ませる詐欺。
最近、まず「携帯電話の番号が変わったから控えておいて」と連絡しておき、数日後にあらためてだますための電話をかけるなど、手口が巧妙化している。また、郵便小包で直接現金を送らせる方法なども増えてきている。

◎ここがポイント

- すぐに振り込まない。一人で振り込まない
- 「番号が変わった」という連絡があったときは、以前の番号にかけ直して確認しましょう。
- 警察官は示談の話はしません。一度電話を切り、最寄りの警察署などに確認しましょう。

架空請求詐欺

身に覚えのない請求には簡単にお金を支払わない

はがきや電子メールなどで、「総合情報サイト情報料未納」「退会手続きがされていない」など架空の事実を口実とした料金を請求する文書を送り、現金を口座に振り込ませる詐欺。
文書に記載された連絡先に電話すると「給料・財産を差し押さえる」「法的措置をとる」などと言って、現金の振り込みを要求される。

◎ここがポイント

- 心当たりのない請求には応じない
- 心当たりのない料金を請求する文書が届いたら、その文書に書かれた連絡先ではなく、最寄りの警察署や役場に連絡して確認しましょう。